

## 令和6年度 紋別市立紋別中学校 部活動に係る活動方針

### 1 部活動の意義

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の育成等、学校教育が目指す資質・能力の育成をするものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

### 2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。

○身に付けさせたい力

自主性、主体性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。

継続的にスポーツや文化的活動を行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであるが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにし、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導を心掛ける。

### 3 部活動のあり方

北海道アクションプラン（平成30年3月策定/令和2年3月改定）に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底とし、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

### 4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが安全で楽しい部活動のルール作りをし、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

#### (1) 活動計画・実施報告書の作成

紋別中学校の基本方針に則り、顧問は年間活動計画作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動内容を把握し、生徒が安心、安全に活動を行い、過度な負担となっていないか、多くの目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は把握、指導、是正をおこなう。

#### (2) 活動時間および日数について

- ① 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。平日の休養日は、原則水曜日に設ける。

週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。休業日に活動を行う場合は、事前に保護者の同意を得て校長が許可した場合とする。

- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- ③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ④ 活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。
- ⑤ 休養日は1年を52週と考え、年間の104日以上とする。

(3) 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用具や器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

(4) 1年間の大会やコンクールなどの出場の見直しを行い、生徒、教員共に心身の負担や校外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の経済的な負担の軽減を図る。

## 5 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

- ① 運動部：バスケットボール部 男子、バレーボール部 女子、卓球部、サッカー部、陸上部
- ② 文化部：吹奏楽部

(2) 紋別市立中学校における拠点校部活動について

- ① 紋別市の市立中学校に在籍する生徒の多様なニーズに応え、文化芸術・スポーツに親しみ楽しさや喜びを体験する機会を確保するために、拠点校方式による部活動（以下、「拠点校部活動」という）を実施することにより、部活動の活性化を図ること及び生徒の部活動に対する活動意欲を高めることを目的とする。
- ② 実施の事業主体は、紋別市教育委員会とする。実施主体は、紋別市立中学校とする。
- ③ 本校が拠点校となる部活動については、次のとおりとする。
  - ・バレーボール部 女子（潮見中、渚滑中生徒が参加可能）
- ④ 他校が拠点校となる部活動については、次のとおりとする。
  - ・バスケットボール女子、野球（潮見中での活動可能）
- ⑤ その他、紋別市教育委員会が制定する実施要項等により実施する。

(3) 年間完全下校時刻について

- ◇ 夏季・・・18：00、冬季及び5時間授業・・・17：30
- ◇ 長期休業中・・・16：00

(4) 職員会議等やテスト期間中の部活動について

原則として定期考査5日前、学力テストは3日前に活動停止期間とする。

職員会議の時は部活中止とする。

入学式・卒業式、終業式、運動会・学校祭の前日、当日、翌日は部活中止とする。

(5) 土・日・祝日などの警報発令時の部活動について

- 朝 7 時の段階で紋別地方に「暴風（雪）」「大雨」「大雪」「洪水」の警報が出されている場合、午前の活動中止は中止とする。
- 午前 10 時現在、警報が解除になった場合、12 時より活動可能とする。
- 午前 10 時現在、警報発令中の場合、午後の部活動は中止とする。
- 学校で部活動中に警報が出た場合、速やかに下校をさせる。
- 大会の参加については、現地に警報が出ていなくても紋別地方に警報が出されている場合、移動の安全面を考慮し、大会参加を中止とする。

#### (6) 部活動の服装

- 運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。  
ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。
- 休日の練習や試合などでは、登下校についても同様とする。

### 6 部活の廃止について

部活動の設置、廃止は、最終的には校長の判断で決定する。特に廃止の判断については、学校や地域にとって大きな問題であり、生徒数が減少傾向にある学校にとっては、喫緊の問題となる。

廃止に当たっては以下の点に留意しながら、慎重に判断することが必要となる。

#### (1) 部員数の問題

- ① 個人種目の場合、人数が少なくても大きな影響はないが、チーム種目の場合、試合に参加できる人数が確保できるかどうか判断のポイントとなる。  
また、将来的に回復が見込めるかどうか（小学校の在籍人数、少年団加入者）も見通す必要がある。
- ② 合同チームを編成については、中体連規則や指導者協議会規則に従って進める。また学校間でも十分に協議をしながら進めていく。

#### (2) 指導する顧問の問題

- ① 部員数が足りているにも関わらず、専門的な技術指導のできる顧問がいない場合、人事異動で対応できる可能性がある。しかし、人事異動は教員定数と教科を第一に考えるので解決しない場合もある。
- ② 専門的な技術指導のできる顧問がいない場合、外部指導者や部活指導員の活用を検討する。ただし、外部指導者単独で部を担当することはできず引率も認められていないため顧問と外部指導者と連携して運営する。  
部活指導員については単独での引率も可能となるが、人材等で配置できない可能性がある。

#### (3) 部を廃止する場合の留意点

- ① 存続・廃止については、保護者や地域の意見等を取り入れながら、広く検討する。
- ② 廃止の方向性を打ち出した場合、生徒及び保護者にも周知し、新入部員をとらないなど、廃部に向けて計画的に進める。
- ③ 小学校とも連携し、小学生保護者にも周知するようにする。
- ④ 生徒数の減少により、職員定数が減少した場合には、練習・引率時の生徒の安全確保を第一に考え、複数顧問の配置が可能かどうか検討し、配置が困難な場合廃部を検討する。

**【経営計画より】**

1 1、廃部規定

- ・団体競技は、4 月末の部活動ミーティングの時点で、単独での大会参加の必要最低人数がそろわなかった場合、活動について協議。
- ・合同チームでの活動が2年続いた場合、3年目の新入部員募集を停止する。
- ・合同チームで活動する場合は、本校顧問を1人とする。
- ・個人戦がある競技は、5名を下回った場合、活動について協議。

**【関連通知等】**

- ・北海道教育委員会 教部第273号通知「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」令和6年3月15日
- ・紋別市教育委員会 「紋別市立中学校における拠点校部活動に関する実施要項の制定について」令和5年11月28日

(令和6年4月1日 改訂)